

日当・旅行雑費及び宿泊料	区分	日当	旅行雑費	宿泊費																	
		役員等	職員	役員等	職員																
	海外	5,000 円		実費額																	
	県外	4,000 円	2,000 円	12,000 円	9000 円																
	県内	3,000 円	500 円	10,000 円	8,000 円																
	管内	2,000 円	200 円	8,000 円	7,000 円																
	<p>宿泊費がこの表の額を超え、領収書を提出し、会長の承認を得た場合は、超えた額を加算支給する。</p> <p>職員が役員に随行する場合の宿泊費は役員に順ずる。</p> <p>学識経験者等外部委員の日当は 10,000 円とする。</p> <p>管内とはみやま市・大川市・大木町とする。</p>																				
日額旅費	<p>研修諸経費代：1 日あたり 3,000 円</p> <p>宿泊費：実施機関が有する宿泊施設又は指定する宿泊施設の宿泊実費</p>																				
費用弁償	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事会・役員会・監査会・正副会長会</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>部会幹事会・委員会</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>総代会</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	金 額	理事会・役員会・監査会・正副会長会	3,000 円	部会幹事会・委員会	2,000 円	総代会	1,000 円								
区 分	金 額																				
理事会・役員会・監査会・正副会長会	3,000 円																				
部会幹事会・委員会	2,000 円																				
総代会	1,000 円																				
慶弔見舞金規程	<p>・祝金は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>祝 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が結婚するとき</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>本人又は配偶者が出産のとき</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・死亡弔慰金は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>香 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>理事・監事</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>職 員</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	祝 金	本人が結婚するとき	10,000 円	本人又は配偶者が出産のとき	5,000 円	区 分	香 料	会 長	100,000 円	副会長	50,000 円	理事・監事	30,000 円	職 員	30,000 円
区 分	祝 金																				
本人が結婚するとき	10,000 円																				
本人又は配偶者が出産のとき	5,000 円																				
区 分	香 料																				
会 長	100,000 円																				
副会長	50,000 円																				
理事・監事	30,000 円																				
職 員	30,000 円																				

慶弔見舞金規程

・配偶者・子、父母若しくは養父母のときの弔慰金は次による。ただし、役員については同居又はしない居住者に限る。

	区 分	香 料
喪主のとき	会 長	100,000 円
	副会長	50,000 円
	理事・監事	30,000 円
	職 員	30,000 円
喪主でないとき	会 長	20,000 円
	副会長	10,000 円
	理事・監事	5,000 円
	職 員	5,000 円

・負傷及び疾病により 2 週間以上、入院の場合又は罹災の場合の見舞金は、10,000 円とする。

・この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て会長が別に定める。